



目次	ページ
規則	
◎高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則	1
告示	
○告示(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部改正(漁業管理課)	2
○告示(特定水産資源の採捕の停止の命令)の一部改正(〃)	2
◎告示(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置)の一部改正(〃)	2
○保安林の解除予定の通知(治山林道課)	3
○道路の供用開始(道路課)	3
公告	
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項(伐倒及び薬剤による防除)(木材増産推進課)	3
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項(薬剤による防除)(〃)	3
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員香南市選挙区の補欠選挙を行うべき事由の発生(2・22掲示)	4
○香南市の区域において直接請求及び解職請求のための署名を求められない期間(〃)	4
○高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日の定め(〃)	4
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	4
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
高知県人事委員会告示	

◎給料表別級別職務区分表の一部改正 4

規 則

高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月8日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第5号
高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則
高知県建築計画概要書等閲覧規則(昭和46年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第11条の4第3項」を「第11条の3第3項」に、「、必要な」を「必要な」に改める。
第2条を次のように改める。
(閲覧所)
第2条 概要書等の閲覧所は、高知県土木部建築指導課内及び高知県幡多土木事務所内に設置する。ただし、高知県幡多土木事務所内に設置する閲覧所にあつては、高知県幡多土木事務所に所属する建築主事の所管する区域内の建築物及び工作物に係る概要書等(定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書を除く。)のみを閲覧することができる。
第7条の見出し中「禁止」を「停止等」に改め、同条中「については、閲覧を停止し、又は禁止することがある」を「の閲覧を停止し、又は禁止することができる」に改め、同条第1号中「この規則」を「この規則の規定」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。
別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

概要書等閲覧申込票

次のとおり概要書等の閲覧を申し込みます。

年 月 日

高知県知事 様

閲覧申込者 住所
氏名
電話番号

建築物又は工作物の別	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物		
概要書の種類	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書 <input type="checkbox"/> 建築基準法令による処分の概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書		
建築物又は工作物の概要	確認番号又は認定番号		
	確認年月日、認定年月日 又は報告年月日	年	月 日
	建築主又は築造主の氏名		
閲覧の目的	<input type="checkbox"/> 調査のため <input type="checkbox"/> 他法令による手続のため <input type="checkbox"/> 売買のため <input type="checkbox"/> 増築、改築等のため <input type="checkbox"/> その他（ ）		
備考（建築物の名称等）			
閲覧年月日	年	月	日 担当者確認欄

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第149号の2

令和3年3月高知県告示第233号（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和4年2月22日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(11)中「8.796トン」を「57.929トン」に改める。

3中「20.7トン」を「25.4トン」に改め、3の(11)中「0トン」を「0.126トン」に改め、3の(12)中「0トン」を「1.880トン」に改める。

高知県告示第149号の3

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により知事管理漁獲可能量の期間別（令和4年2月）の数量を変更するので、同法第33条第2項第1号の規定に基づき令和4年2月高知県告示第94号の3（特定水産資源の採捕の停止の命令）で命じたくろまぐろの採捕の停止の命令の一部を変更するものとし、同告示の一部を次のように改正する。

令和4年2月22日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

本文中「（令和4年2月及び同年3月）」を「（令和4年2月）」に、「令和4年2月4日から同年3月31日まで」を「令和4年2月4日から同月22日まで」に改める。

高知県告示第149号の4

令和3年2月高知県告示第139号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和4年2月22日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(1)の表中

「	30 (操業区 域全体で 30)	を	「	31 (操業区 域全体で 31)	に改める。
	30 (操業区 域全体で			31 (操業区 域全体で	

30)

31)

高知県告示第207号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡北川村安倉字ナカサデ246の8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町清水上分字長谷久保1651番1から 吾川郡いの町清水上分字長谷久保3463番6まで	169	令和4年3月8日

公 告

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和4年3月8日

高知県知事 濱田 省司

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市、安芸市、土佐清水市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和4年3月8日から令和5年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知

事がその者から徴収することがある。

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和4年3月8日

高知県知事 濱田 省司

1 区域及び期間

(1) 区域

土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和4年3月8日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第39号

令和4年2月22日高知県議会議長から同議会議員に欠員が生じた旨の通知があったことに伴い、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項第5号の規定により、高知県議会議員の補欠選挙を香南市選挙区において行うべき事由が生じた。

令和4年2月22日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第40号

高知県議会議員について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による補欠選挙が香南市選挙区において執行されることとなったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項(同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により、令和4年2月23日から高知県議会議員補欠選挙の期日までの間、香南市の区域においては、地方自治法第5章の規定に基づく直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条の規定に基づく解職請求のための署名を求めることができない。

令和4年2月22日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により、令和4年4月10日執行予定の高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和4年2月22日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

令和4年3月31日。ただし、年齢については、令和4年4月10日

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第4号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表警察の項2種の欄中「組織犯罪対策参事官」を「地域参事官」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月25日から施行する。

~~~~~  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第5号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表警察本部の項中「組織犯罪対策参事官」を「地域参事官」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年3月25日から施行する。

-----  
**人事委員会告示**  
 -----

**高知県人事委員会告示第1号**

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、令和4年3月25日から施行する。

令和4年3月8日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第2の7級の項中「人身安全対処室長」を削り、同表の9級の項中「組織犯罪対策参事官」を「地域参事官」に改める。